

令和 5 年度第 2 回城東区区政会議に関するご意見・ご質問への区の方
 (令和 6 年 1 月 2 3 日開催)

番号	意見提出 方法	委員	委員からの意見・質問	意見・質問への区としての回答
1	ご意見・ ご質問 シート	岡本 委員	部会の運営について 部会の会場がひとつの部屋内で 3 グループに分かれての開催で、他のグループに遠慮して声を低めに発言している。したがって部会は別の部屋か間仕切って開催した方が良いと思う。	【総合企画担当】 本会部会間のスムーズな移行を考え、同一空間での開催とさせていただきましたが、会場内で声が聞き取りづらい状態となってしまった事、大変申し訳ございませんでした。 次回開催時には、部会での議論の際には、会議室に設けられている可動式の間仕切りを設置し対応させていただきます。
2	ご意見・ ご質問 シート	山上 委員	部会の運営について 3 部会が同室で行われたので、隣の部会の声が大きいのか、意見が聞こえにくかった。3 部会を別室で議論できるようにしてほしい。 部会で発言したが、まとめの報告が聞こえず自分が発言した内容とは違った内容で本会にて報告されていた。 私が発言した内容は ・スクールロイヤー制度で指導困難な生徒や保護者に教師抜きで弁護士が対応してくれたら少しは「教職員の働き方改革」になるかもしれない。しかし、弁護士は教師に助言するのみとの事。では「教職員の働き方改革」にはならないと思います。 ・諏訪地域には公園がありません。子どもたちは道路でキャッチボールなどしていて危険です。公園は作れないのでしょうか。また、諏訪小学校分校跡グラウンドを子どもたちに開放できないのでしょうか。永田地域には保育園も幼稚園もありません。	【総合企画担当】 本会部会間のスムーズな移行を考え、同一空間での開催とさせていただきましたが、会場内で声が聞き取りづらい状態となってしまった事、大変申し訳ございませんでした。 次回開催時には、部会での議論の際には、会議室に設けられている可動式の間仕切りを設置し対応させていただきます。 山上委員のご発言内容につきましては、このシートへの掲載にて委員の皆様へ共有させていただきます。 【子育て教育担当】 ご発言に対する区の方への考え方は、部会においても回答しておりますが、次のとおりです。 ・教員の初期対応如何で問題の深刻化が防げた事例があり、弁護士への相談時や研修などを通して学び、学校としてその経験・ノウハウを積み重ねることで、発生当初に軽度な場合、適切な対応ができ、将来的に負担軽減が図られることをめざしています。また、弁護士が直接、保護者対応することについては、慎重な検討が必要になり、市教委にその判断は委ねています。 ・公園を管轄する部局にお伝えします。

令和5年度第2回城東区区政会議に関するご意見・ご質問への区の方
(令和6年1月23日開催)

番号	意見提出方法	委員	委員からの意見・質問	意見・質問への区としての回答
3	ご意見・ご質問シート	山上委員	本会の運営について 以前の区政会議では本会でも委員から意見を出す機会がありました。本会でも委員から意見を出せるようにしてください。	【総合企画担当】 これまで、本会にてご発言いただく機会を設けておりましたが、極めて限られた委員の方からの発言となってしまうなど、委員の皆様から広く意見聴取することが難しい状態が続いており、区政会議に関する委員へのアンケートの回答においても、「本会では発言しにくい」「本会では同じ人が何度も発言し、他の委員は発言しにくい状況である」といった意見を複数いただいております。 これを受けて、令和5年度第2回区政会議からは、主に議論を行う場を少人数制の部会とし、広く委員一人一人からの意見聴取と、活発な意見交換をいただくことを最優先と考え、現在の形に変更させていただいております。
4	ご意見・ご質問シート	山上委員	教職員の働き方改革の推進について 「城東区運営方針（案）」で「教職員の働き方改革の推進」と出していたので、何とか教職員の多忙化を解消するために検討いただいていることにうれしく思いました。 「教職員の働き方改革」は全国的にも問題になっていますが、大阪市は特に教職員不足でより教職員の過重負担が大きくなっています。「教職員の働き方改革」は教職員増と少人数学級の実現とします。また、教員の本務でないクラブ指導も大きな負担です（特に中学校）。学校から地域のスポーツクラブとして行こうできましたら、ずいぶんと負担は変わってくるのではないかと思います。外部指導員制度もとられられてきたようですが、完全に地域に移行できたらよいのですが。	【子育て教育担当】 本市教育委員会事務局の令和6年度の取り組みは以下のとおりです。これらに加えて、欠員補充のための区独自の人材バンクや迅速な相談に対応できるスクールロイヤー、不登校支援によりこれまで担任が担っていた業務の一部の負担軽減に努めています。 ◆教員配置について（本市独自事業） 年度当初配置校においては学級担任を持たず、専科指導や副担任、授業補助等を中心に学校運営全般に関する業務を担い、年度途中で欠員が発生した場合、年度当初配置校から欠員発生校へ勤務先を変更し、担任等の業務に従事する「特別専科教諭」としてR6市内小中学校で65人を新規採用。 https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/seisakukikakushitsu/0000616458.html ◆部活動の地域移行について 令和5年度～4区（城東区含まず）で民間委託により複数校から参加できる部活動（運動系）モデル事業を実施。令和7年度にモデル区拡充予定。 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000616118.html

令和５年度第２回城東区区政会議に関するご意見・ご質問への区の方
（令和６年１月２３日開催）

番号	意見提出 方法	委員	委員からの意見・質問	意見・質問への区としての回答
5	ご意見・ ご質問 シート	山上 委員	災害に強いまちづくりについて 経営課題２「地域で支えあう安全で安心なまちへ」で自助・共助を基本とした災害に強いまちづくりと自助・共助を強調されていますが、公助がないと災害に強いまちにはならないと思います。能登半島地震の報告を見ていると、避難所のひどさに涙が出ます。避難所については国際基準があり、国、自治体での準備が必要だと思います。トイレトレーラーを準備している自治体もあるとネットに出ています。大変でしょうか、災害でなくなる方が出ないような準備をよろしくお願いします。また、森之宮と中浜の間に流れる平野川が大雨で危険水域になることがあります。堤防を高くして地域の安全を守ってください。	【防災・防犯担当】 いただいたご要望のうち、トイレトレーラーについては大阪市危機管理室に、平野川堤防については大阪府寝屋川水系改修工営所に伝達させていただきました。これからも関連機関と連携しながら城東区の防災力の向上に努めてまいります。
6	ご意見・ ご質問 シート	吉川 委員	議長・副議長の選出について 議長・副議長の選出方法ですが、過去の委員からの意見ですが、「出来レース」と違う？私も昨夜臨席しましたが、少し感じました。委員のどなたでも可能なことではと思いました。地活協からの方はキャリアを積まれていますし、公募の方はいうまでもありません。変な慣習は会議の目的に反しますし、何より形がよい化を防ぐ意味でも大切ではありませんか。	【総合企画担当】 議長・副議長の選出は、委員による互選方式であることを事務局よりお伝えし、委員からのご発言により選出していただきました。次期選出は令和７年度の委員改選後となりますが、次期選出の際は、あらかじめ各委員のご紹介を行うなど、できるだけ多くの委員のご意見を反映した形で議長・副議長の選出が行えるよう、会議運営を検討させていただきます。
7	ご意見・ ご質問 シート	吉川 委員	区政会議委員の定数について 公募委員８名、多数で抽選したと聞いて残念に思いました。活発な意見を発表されるのはほとんど公募委員でした。聞くところによりますと、推薦委員の中には、仕方なく出て、発言はしない。地域に帰られて活用されていると思いますが。ただ、せっかく公募しておられるのに、地活協人数１６人まで伸ばせないものなのでしょうか。	【総合企画担当】 区政会議の委員の定数の基準及び会議録の公表等に関する規則において、区政会議委員の定数は１０人以上５０人以下で区長が定め、公募委員の定数は委員定数の１０分の１未満であってはならないとされております。城東区区政会議においては、活発な意見交換を行えるよう考慮し、基準の委員定数内で、城東区区政会議運営要綱により地域推薦１６名、公募委員８名と定数を定めております。

令和 5 年度第 2 回城東区区政会議に関するご意見・ご質問への区の方
 (令和 6 年 1 月 2 3 日開催)

番号	意見提出 方法	委員	委員からの意見・質問	意見・質問への区としての回答
8	ご意見・ ご質問 シート	吉川 委員	コミュニティ協会と区役所との関係について コミュニティ協会は、区役所において、治外法権と聞いて大変驚きました。区役所の窓口で働きながらコンプライアンス無視も甚だしいです。私たちの町会で多額の使途不明金が出たので、相談に行くと、相手方（町会長）に通報し、録音までして渡し、組織ぐるみで使途不明金を隠蔽しようと指導するコミ協職員です。区役所から何も言えないのは残念の極みです。	【市民協働課】 町会は、地縁（一定の区域に住んでいる人と人とのつながり）による任意組織です。城東区内には、各町会の集合体である連合町会が16あり、それら連合町会の集合体が、城東区地域振興会です。 大阪市コミュニティ協会城東区支部協議会（以下「コミュニティ協会」といいます。）は、城東区地域振興会から、事務局業務を受託している事業者です。 このように、コミュニティ協会は、大阪市や城東区と直接的な契約関係にないため、区役所は指導する立場にございませんが、本件に係る委員のみなさまからのご意見・ご質問及び区としての回答につきましては、コミュニティ協会にも伝達させていただきます。

【会議当日にいただいたご意見・ご質問について】

令和 5 年度第 2 回城東区区政会議当日のご意見・ご質問とそれに対する区の回答については、以下の城東区ホームページへ議事録を掲載していますので、そちらでご確認ください。

城東区トップページ>区政情報>区政会議>令和5年度 第2回城東区区政会議（本会・部会） 議事録
 (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000618341.html>)